

令和4年4月20日

令和5年度に大学等への進学を希望する
卒業生・卒業生保護者様

新潟県立吉田高等学校長
佐藤 浩

日本学生支援機構「給付奨学金」について（ご案内）

日本学生支援機構では、大学等への進学希望者で、優れた資質・能力を有する人を対象に、従来の貸与奨学金に加え、給付奨学金を実施していますが、国の制度改正により令和2年度の進学者より対象者が拡大されることとなりました。

既卒生については、申請時において高等学校を卒業後2年以内の人であれば、大学等に進学したことがある場合でも予約採用の申込が認められています。

つきましては、予約採用の申込を希望する方は、下記の内容を確認し期限までに申請を行ってください。

記

1 給付奨学金の制度概要

（1）対象学種

大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校専門課程

ただし、国・地方公共団体により要件を満たすことが確認された学校に限ります。

（対象校は、文部科学省のホームページで公表されています。）

（2）給付額

<通学課程> 月額（大学・短期大学・専修学校専門課程の場合）

国公立：自宅通学 29,200円、自宅外通学 66,700円

私立：自宅通学 38,300円、自宅外通学 75,800円

<通信教育課程> 年額

国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関わらず51,000円（年1回の支給）

上記の支給額は**2 申込資格（2）収入基準**の第Ⅰ区分における支給額です。

第Ⅱ区分は約2/3、第Ⅲ区分は約1/3の支給額となります。

進学先の学校で別途手続きを行うことで、授業料及び入学金減免も併せて対象となります。

（3）その他

進学後、毎年行う適格認定においては、学業等の状況について要件が課され、これに満たない場合は支援が打ち切られることとなります。

2 申込資格 （1）～（3）のすべてに該当する必要があります

（1）学力基準 ①または②のいずれかに該当していること

① 高等学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評定で3.5以上。

② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。

②の場合、レポートの提出等により学修意欲の確認を行います。

詳細は担当まで問い合わせください。

(2) 収入基準 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分のいずれかに該当することが必要です

第Ⅰ区分

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)。

第Ⅱ区分

本人と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること。

第Ⅲ区分

本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること。

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－(調整控除額＋調整額)(100円未満切り捨て)

(3) 資産基準

本人と生計維持者(2人)の資産額(※1)の合計が2,000万円未満であること。

(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)

※1 資産とは、現金やこれに類するもの(貴金属、預貯金、有価証券の合計額を指し、不動産は含みません)。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

3 推薦人数

2の申込資格に該当する場合は推薦することができ、学校ごとの人数に上限はありません。

4 申請について

(1) 下記担当へ事前連絡の上、申込関係書類を受領してください。

(2) インターネットでの申込入力を行ったのち、必要書類を提出してください。
(PC・スマートフォン・タブレットのいずれでも入力可能です)

(3) 書類提出期限は令和4年6月17日(金)16:00厳守でお願いします。

5 その他

(1) 日本学生支援機構のホームページ(<https://www.jasso.go.jp>)では、「進学資金シミュレーター」により受けられる奨学金の種類や金額などを調べることができますので活用ください。

(2) 給付奨学金と貸与奨学金を併せた予約申込、貸与奨学金のみの予約申込も可能です。貸与奨学金の制度は昨年度と変更ありません。希望する場合は4に従って申請してください。

担当：教諭 阿部由美 (教務 奨学金係) 電話：0256-93-3225
--